

訓令番号

訓令名

訓令第8号

さいたま市職員分限懲戒等審査委員会規程の一部を改正する訓令

【平成30年11月14日公布 所管課：人事課】

さいたま市訓令第8号

さいたま市職員分限懲戒等審査委員会規程の一部を改正する訓令

さいたま市職員分限懲戒等審査委員会規程（平成13年さいたま市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(所掌事項) 第2条 委員会は、任命権者の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議し、任命権者に答申するものとする。 (1) 法第28条第1項に規定する職員の分限に関する事項 (2)・(3) [略] 2 [略]	(所掌事項) 第2条 委員会は、任命権者の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議し、任命権者に答申するものとする。 (1) 法第28条第1項及び第2項に規定する職員の分限に関する事項 (2)・(3) [略] 2 [略] <u>(審議に付される職員)</u> <u>第6条 任命権者は、職員が第2条第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、これを委員会の審議に付するものとする。</u>
<u>第6条</u> [略]	第7条 [略]
第7条 [略]	第8条 [略]
第8条 [略]	<u>第9条</u> [略]

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。